

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小山市長 浅野 正富

市町村名 (市町村コード)	小山市 (09208)
地域名 (地域内農業集落名)	豊田(美田東部)地区 (小宅上、小宅中、小宅下、桶田、黒本本田、黒本河原、島田北、島田南、渋井、荒川、立木上、立木下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月5日 (2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

アンケート結果を確認する限りにおいて、当地区は70代以上が全体の4割以上を占め高齢化が進んでいる。世代交代を検討する必要があるが、後継者が不足している。
 耕作放棄地は思川沿線に数か所あるものの、保全区域を定める必要はないが、保全区域になり得る陸田については対策を検討していく必要がある。
【地域の基礎的データ】
 農家人口:487人、アンケート回答者数:224人(うち70歳以上の高齢者92人)
 主要作物:米(従来農法:水稻) その他作物:麦(ビール麦、小麦)、ハト麦、いちご、トマト、ブロッコリー、大豆、ニラ

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の主要農産物は米(水稻)・麦である。従来の農法によるもので、有機農法を取り入れた農家もいる。米麦以外では一部でトマトやブロッコリーを作っている。農地の集積・集約化については以前から積極的に進めており、今後も継続して集積・集約化を進め、主要作物の生産性の向上に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	472.37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	472.37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農振農用地を本計画の区域とする。
 ※公共事業(道路や調整池の設置等)による地域計画の変更については、当該事業の対象区域の確定後に行うこととする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
個人で少しずつ農地の集約を進めている人はいるが、今後は農業委員や、地元の協力者、近隣、農協が一体となって協議をすすめ、分散地の解消を目指していく。 具体的には目標地図を基礎として離農希望者の農地から検討・交渉を進め、拡張希望農家への貸出し等を進めていく。ここで、離農希望をはじめとする様々な情報を地域で共有するために農協を活用し、広報やSNS等地域内で情報の共有方法についても検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地法第3条または農地中間管理機構を活用していく(農地中間管理機構の活用については課題が残ると認識している)。
(3)基盤整備事業への取組方針
1反等の小さい区画の農地について、再整備を検討していく。地域として何反部以上といった一区画の単位面積を決めて目標としていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者が困らないように、地域で相談役のような人を設け、新規就農者を受け入れる土壌を作っていく。まずは新規就農者の受入れ体制及び窓口開設に向けて協議を開始する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今までは、農機具の貸し借り、農作業の手伝いなどは地区内で協力し合って賄ってきた。 また、耕作機械の故障や病気等によって耕作できなくなった時に、個人間で協力が得られない人は集落営農組織に相談している。しかし、集落営農組織でも対応が難しい場合もあるので、問題の解決のために地域の相談窓口の開設と普及に向けた検討を開始する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アライグマ、カラスによる被害が多い。鳥獣被害対策協議会による活動を推進する。
- ⑨一部農家で取り組んでいる。中には酪農も行い、循環型農業のような形をとっている農家もいる。酪農・畜産農家とのマッチングは難しいが、たい肥と藁の交換等積極的に進めていく。